

いざ 災害 が起きたら

災害後の片付けでは、通常では生活ごみとして出さない、泥だらけの家具や被災した建築物廃材などの災害廃棄物が大量に発生します。

災害廃棄物を適正に処理するために、市では災害の種類や被害状況により、ごみの分別方法や持込場所に関する方針を決定し、次の方法によりお知らせします。

- ①防災行政無線
- ②防災情報メール配信サービス
- ③広報車
- ④テレビ・ラジオ等
- ⑤掲示板(避難所など)
- ⑥広報紙(チラシ)
- ⑦中央市ホームページ
- ⑧ニューメディア(Instagram、Twitter など)

etc.

★中央市SNS



Instagram



Twitter



Facebook

日頃から備えましょう！

災害ごみをできるだけ出さないために日頃から備えましょう。

○家具などを固定する

家具や電化製品は壁などに固定し、倒れにくくすることで破損を防ぐことができます。



○いらないものは片付けておく

押し入れや物置にしまいこんでいる不要なものはリサイクルに出すなど整理することで災害ごみが減らすことにつながります。



発行 令和4年3月

編集 中央市役所 市民環境課

〒409-3892 山梨県中央市白井阿原 301-1

電話：055-274-8543 FAX：055-274-1130

E-mail：simin-kankyou@city.chuo.yamanashi.jp

三つ折りにしてご利用ください

市民の皆様へ

災害廃棄物処理 ハンドブック

【概要版】

— もしも災害が起きたときのごみ処理は？ —



災害廃棄物の出し方や分別方法は普段と異なります！！

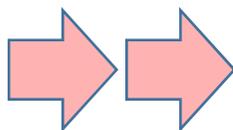
大規模災害後の家の片付けは、**市が災害後に決定するごみの分別方法や持込場所など**を確認して、次の手順を参考に行いましょう！

①～第1の分別～

★生活ごみと災害廃棄物に分けましょう

まとめて一緒に捨てたほうが早く片付けられそうですが、ごみの分別作業にかえて時間がかかります。

生活ごみの中には、食べ残しなどの生ごみが多く含まれていることから、処理が遅れてしまうと悪臭や病害虫発生の原因となります。



②～第2の分別～

★災害廃棄物に分けましょう

分別ができていないごみは、仮置場に運んだ後にさらに分別等を行わないと処理業者に引き渡せないため時間がかかります。

大規模災害発生後は、少しでも早く処理ができるよう次のような分別を想定しています。

(注) 災害の種類によって分別が変わることがあります。

- ①木くず（柱・梁・壁材・流木など）
- ②コンクリートがら等（コンクリート片・ブロック・アスファルトくず等）
- ③金属くず（鉄骨・鉄筋・アルミ材等）
- ④可燃物（繊維類・紙・木くず・プラスチックなど）
- ⑤不燃物（硝子・陶磁器など）
- ⑥廃家電（テレビ・冷蔵庫・冷凍庫・洗濯機・乾燥機・エアコン）
- ⑦廃小型家電（電子レンジ・炊飯器・扇風機など）
- ⑧廃自動車等（自動車・バイクなど）
- ⑨腐敗性廃棄物（昼・水産物・食品など）
- ⑩有害廃棄物（石綿含有廃棄物・医薬品類・農薬類など）
- ⑪適正処理困難物（消火器・ボンベ類・ピアノ・マットレスなど）

分別
収集
計画

③～ごみの出す場所は？～

★生活ごみはごみ集積所へ
災害廃棄物は仮置場へ出しましょう

大量に発生した災害廃棄物は、通常では家庭ごみとして出されないものや被害により通常の分別では処理できないものも多くなることから、地域のごみ集積所とは別に災害廃棄物専用の仮置場を市内に開設します。

また、高齢者世帯などで搬送手段がない方には、災害ボランティアセンターなどと連携した運搬支援体制も検討します。



分別していただくことが、スムーズにごみ処理を行う第一歩です。災害時にはとても多くのごみが出ると思われますので、1日でも早くごみが片付くようにご理解、ご協力をお願いします。